

## 2023春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構成組織名	労供労連
方針決定日	未定
要求提出日	未定
回答指定日	未定

要求項目	要求内容
<b>I. 基本的な考え方</b>	
労働者供給事業の契約改定を供給先と行うに当たって、各地域、各組織によって事情が異なるので方針決定、要求提出、回答指定などは各単組に任せている。	一般トラック、生コン、清掃に関する賃金の5%アップを目指して交渉する。
<b>II. 基盤整備</b>	
・サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化	特に無し。
・賃金水準闘争を強化していくための取り組み	職種別、車種別賃金をして高い賃金水準を維持している。
・雇用の維持・創出、社会的セーフティネットの維持・強化	労働組合による労働者供給事業の拡充により、雇用の維持、創出に取り組んでいる。
・集団的労使関係の輪を広げる取り組み	供給先と労働組合との供給契約によって組合員は、法的には労契法の当事者ではない、曖昧な雇用、一人親方的な働き方だが労供事業によって集団的労使関係の下で働いている。
<b>III-1. 賃金要求</b>	
<b>■月例賃金</b>	
○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」	特になし。
○「賃金カープ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	特になし。
○規模間格差の是正 (中小賃上げ要求)	特になし。
○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入	特になし。
<b>■男女間賃金格差の是正</b>	特になし。
・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当	
<b>■初任給等の取り組み</b>	特になし。
・社会水準の確保 ・年齢別最低到達水準の協定締結	
<b>■一時金</b>	特になし。
・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等で働く労働者への対応	

III-2. 「すべての労働者の立場にたった働き方」の改善	
■長時間労働の是正	特になし。
■すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み	
■職場における均等・均衡待遇実現に向けた取り組み	特になし。
■人材育成と教育訓練の充実	特になし。
■60歳以降の高齢期における雇用と待遇に関する取り組み	労供事業による就労によって、70歳以上でも雇用と待遇の改善に取り組んでいる。
■テレワーク導入にあたっての労働組合の取り組み	特になし。
■障がい者雇用に関する取り組み	特になし。
■中小企業、有期・短時間・派遣等で働く労働者の退職給付制度の整備	特になし。
■短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に関する取り組み	特になし。
■治療と仕事の両立の推進に関する取り組み	特になし。
III-3. ジェンダー平等・多様性の推進	
・改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の周知徹底と点検活動 ・あらゆるハラスメント対策と差別禁止の取り組み ・育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備 ・次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進	労供事業による就労によって、女性組合員の同一労働同一賃金を実現している。
その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入	